

川崎市環境影響評価に関する条例及び同条例施行規則

○川崎市環境影響評価に関する条例 (平成 11 年 12 月 24 日条例第 48 号)	○川崎市環境影響評価に関する条例施行規則 (平成 12 年 9 月 5 日規則第 106 号)
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条～第 5 条)</p> <p>第 2 章 地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針 (第 6 条・第 7 条)</p> <p>第 3 章 指定開発行為に係る環境影響評価等に関する手続</p> <p>第 1 節 計画段階における環境配慮計画書に関する手続 (第 8 条～第 8 条の 10)</p> <p>第 2 節 指定開発行為に係る届出 (第 9 条)</p> <p>第 3 節 条例環境影響評価方法書の作成等 (第 10 条～第 15 条)</p> <p>第 4 節 環境影響評価項目等の選定 (第 16 条・第 17 条)</p> <p>第 5 節 条例環境影響評価準備書の作成等 (第 18 条～第 23 条)</p> <p>第 6 節 条例環境影響評価準備書に係る審査 (第 24 条・第 25 条)</p> <p>第 7 節 条例環境影響評価書の作成等 (第 26 条・第 27 条)</p> <p>第 8 節 条例環境影響評価方法書等の変更 (第 28 条)</p> <p>第 9 節 指定開発行為の廃止の届出等 (第 29 条・第 30 条)</p> <p>第 10 節 指定開発行為の着手の制限等 (第 31 条～第 33 条)</p> <p>第 11 節 指定開発行為に係る事後調査に関する手続 (第 34 条～第 39 条)</p> <p>第 12 節 指定開発行為に係る手続の併合等 (第 40 条・第 41 条)</p> <p>第 4 章 法対象事業に係る環境影響評価等に関する手続</p> <p>第 1 節 法対象事業に係る市長意見の作成等 (第 42 条～第 46 条)</p> <p>第 2 節 地域環境管理計画に基づく法対象事業に係る環境影響評価に関する手続等 (第 47 条～第 70 条)</p> <p>第 3 節 法対象事業に係る事後調査の実施等 (第 71 条)</p> <p>第 5 章 指定開発行為等に該当しない事業に対する措置等 (第 72 条～第 74 条)</p> <p>第 6 章 環境影響評価審議会 (第 75 条)</p> <p>第 7 章 雑則 (第 76 条～第 80 条)</p> <p>第 8 章 罰則 (第 81 条～第 83 条)</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 総則 (目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う者が、その事業の実施に際しあらかじめ環境影響評価を行うこと、事業の着手後に事後調査を行うこと等が環境の保全</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条～第 4 条)</p> <p>第 2 章 管理計画及び技術指針の公表 (第 5 条・第 6 条)</p> <p>第 3 章 指定開発行為に係る環境影響評価等</p> <p>第 1 節 環境配慮計画書 (第 7 条～第 8 条の 8)</p> <p>第 2 節 指定開発行為に係る環境影響評価 (第 9 条～第 37 条)</p> <p>第 3 節 指定開発行為に係る事後調査 (第 38 条～第 42 条)</p> <p>第 4 節 指定開発行為に係る手続の併合 (第 43 条)</p> <p>第 4 章 法対象事業に係る環境影響評価等</p> <p>第 1 節 法対象事業に係る市長意見の作成等 (第 44 条～第 48 条)</p> <p>第 2 節 管理計画に基づく法対象事業に係る環境影響評価 (第 49 条～第 68 条)</p> <p>第 3 節 法対象事業に係る事後調査 (第 69 条)</p> <p>第 5 章 指定開発行為等に該当しない事業 (第 70 条～第 72 条)</p> <p>第 6 章 環境影響評価審議会 (第 73 条～第 80 条)</p> <p>第 7 章 雑則 (第 81 条～第 84 条)</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 総則 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、川崎市環境影響評価に関する条例 (平成 11 年川崎市条例第 48 号。以下「条例」という。) の実施のため必要な事項を定めるものとする。</p>

上重要であることにかんがみ、環境影響評価、事後調査等について本市等の責務を明らかにするとともに、環境影響評価、事後調査等が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって良好な環境の保全及び創造を図り、市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境影響評価 事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が大气、水、土、生物等の環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいい、事業についての代替案が存在する場合の当該代替案に係る環境影響と比較検討することを含む。

(2) 指定開発行為 別表に掲げる事業の種類に該当するもので、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業として規則で定めるものをいい、次により第1種行為、第2種行為及び第3種行為に区分する。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）を除く。

ア 第1種行為 指定開発行為のうち、事業の種類、規模等により環境に特に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして規則で定めるものをいう。

イ 第2種行為 指定開発行為のうち、事業の種類、規模等により環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。

ウ 第3種行為 指定開発行為のうち、第2種行為に準ずるものとして規則で定めるものをいう。

(3) 指定開発行為者 指定開発行為を実施する者をいう。

(規則で定める事業)

第2条 条例別表第15号の規則で定める事業は、大規模建築物の新設とする。

(指定開発行為)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める事業は、別表第1の第1欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

2 条例第2条第2号アの規則で定める事業は、指定開発行為であって、別表第1の第1欄に掲げる事業の種類（第2欄に掲げる事業の種類の詳細を含む。）ごとに、それぞれ同表の第3欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

3 条例第2条第2号イの規則で定める事業は、指定開発行為であって、別表第1の第1欄に掲げる事業の種類（第2欄に掲げる事業の種類の詳細を含む。）ごとに、それぞれ同表の第4欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

4 条例第2条第2号ウの規則で定める事業は、指定開発行為であって、別表第1の第1欄に掲げる事業の種類（第2欄に掲げる事業の種類の詳細を含む。）ごとに、それぞれ同表の第5欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

- (4) 法対象事業者 法対象事業を実施する者をいう。
- (5) 事後調査 事業が及ぼす環境影響を把握するため、当該事業の施行中又は完了後に行う調査をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例に規定する環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われるよう、事業者に対し、必要な指導、助言、情報の提供その他の措置を講じなければならない。

- 2 市は、環境影響評価、事後調査等に関する手法の調査及び研究、技術者の養成等の措置を講ずるとともに、地域の環境に関する情報の収集、分析等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する者は、事業の実施に際し、この条例の趣旨にのっとり、事業の計画を立案する段階から環境への配慮を行うとともに、あらかじめ、事業の実施が環境に及ぼす影響を十分に調査し、良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。

- 2 指定開発行為者及び法対象事業者は、その責任と負担において、この条例の定めるところにより、事業の実施に係る環境影響評価、事後調査その他の手続を適切かつ円滑に行わなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、この条例で定める環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われるよう手続の実施に協力しなければならない。

第2章 地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針

(地域環境管理計画)

第6条 市長は、良好な環境の保全及び創造を図るため、その基本的な指針として、地域環境管理計画（以下「管理計画」という。）を策定するものとする。

- 2 管理計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像
 - (2) 計画段階における配慮を要する環境要素の項目
 - (3) 環境影響評価に係る項目（以下「環境影響評価項目」という。）及び当該項目ごとに示す地域別環境保全水準
 - (4) その他望ましい地域環境像の実現のため

(環境影響評価の実施時期)

第4条 環境影響評価は、事業を実施する区域、事業の規模等事業の基本的な事項に関する計画が確定した後に実施するものとする。

第2章 管理計画及び技術指針の公表

(管理計画の公表)

第5条 条例第6条第4項の規定による公表は、公告その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

の環境影響評価等に関し必要な事項

- 3 市長は、管理計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、管理計画を策定し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

(環境影響評価等技術指針)

第7条 市長は、環境影響評価、事後調査等の適切な実施に資するため、次の事項について環境影響評価等技術指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。

- (1) 計画段階における配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果に関する事項
 - (2) 環境影響評価項目並びに環境影響の調査、予測及び評価に関する事項
 - (3) 環境影響評価の手法が確立されていないが、地域における環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目(以下「環境配慮項目」という。)に関する事項
 - (4) 事後調査に関する事項
 - (5) その他環境影響評価、事後調査等の実施に関し必要な事項
- 2 市長は、技術指針について、科学的な知見等により常に適切な判断を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
 - 3 市長は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。
 - 4 市長は、技術指針を定め、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

第3章 指定開発行為に係る環境影響評価等に関する手続

第1節 計画段階における環境配慮計画書に関する手続

(環境配慮計画書の作成等)

第8条 第1種行為を実施しようとする者又は法第2条第3項に規定する第2種事業を実施しようとする者(法第3条の10に規定する手続を行った者を除く。)のうち、市、国、他の地方公共団体及び規則で定める者並びにこれらの者以外の者で規則で定める事業を行おうとするもの(以下「環境配慮計画策定者」という。)は、技術指針で定める時期までに、管理計画及び技術指針に基づき、次に掲げる事項について記載した書類(以下「環境配慮計画書」という。)及び

(技術指針の公表)

第6条 条例第7条第4項の規定による公表は、公告その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

第3章 指定開発行為に係る環境影響評価等

第1節 環境配慮計画書

(環境配慮計画書の作成を要する者等)

第7条 条例第8条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)
- (2) 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)

2 条例第8条の規則で定める事業は、第1種行為のうち、次に掲げる事業の種類に該当する事

その電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 環境配慮計画策定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業計画の名称及び種類
- (3) 1又は2以上の事業の実施が想定される区域
- (4) 事業計画の目的及び内容
- (5) 1又は2以上の事業の実施が想定される区域及びその周辺地域の環境の特性
- (6) 配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
- (7) その他規則で定める事項

(環境配慮計画書の公告及び縦覧等)

第8条の2 市長は、環境配慮計画書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して30日間、当該環境配慮計画書の写しを縦覧に供するとともに、当該環境配慮計画書をインターネットの利用により公表するものとする。

(環境配慮計画書の説明会の開催等)

第8条の3 環境配慮計画策定者は、前条の縦覧期間内に、環境配慮計画書の周知を図る必要があると認められる地域(以下「環境配慮計画書関係地域」という。)内に住所又は勤務場所を有する者その他規則で定める者に対し、説明会の開催により、環境配慮計画書の記載事項を周知しなければならない。この場合において、当該環境配慮計画策定者は、あらかじめ、規則で定める事項について市長に届け出なければならない。

2 環境配慮計画策定者は、前項の規定により説明会の開催を行った後、速やかに、その結果について記載した書類を市長に提出しなければならない。

業とする。

- (1) 発電事業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第14号の発電事業をいう。)の用に供することを主たる目的とする電気工作物(同項第18号の電気工作物をいう。以下同じ。)の新設
 - (2) 鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道をいう。以下同じ。)若しくは軌道(軌道法(大正10年法律第76号)の適用を受ける軌道をいう。以下同じ。)の新設又は線路の改良
 - (3) 道路の新設又は車線の増設
- 3 条例第8条第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 事業の実施に当たり、法令の規定により許可、認可その他これらに相当する行為(以下「許認可等」という。)を要することとされている場合は、当該許認可等の種類
 - (2) 計画段階における環境影響の調査、予測及び評価の全部又は一部を他の者に委託して行う場合であって、委託される者が予定されているときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(環境配慮計画書の公告事項)

第8条 条例第8条の2の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 環境配慮計画策定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業計画の名称及び種類
- (3) 1又は2以上の事業の実施が想定される区域
- (4) 事業計画の目的及び内容
- (5) 環境配慮計画書の要旨
- (6) 環境配慮計画書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(環境配慮計画書の説明会の開催の対象となる範囲等)

第8条の2 条例第8条の3第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 環境配慮計画書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者
- (2) 環境配慮計画書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体

2 条例第8条の3第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 環境配慮計画策定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の名称
- (2) 事業計画の名称
- (3) 説明会の開催日時、開催場所及び説明者

<p>らない。</p> <p>(環境配慮計画書についての意見書の提出等) 第8条の4 環境配慮計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第8条の2の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。</p> <p>2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを環境配慮計画策定者に送付するものとする。</p> <p>(環境配慮計画見解書の提出等) 第8条の5 環境配慮計画策定者は、前条第2項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、同条第1項の意見の概要及び当該意見についての環境配慮計画策定者の見解を記載した書類(以下「環境配慮計画見解書」という。)及びその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、環境配慮計画見解書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して15日間、当該環境配慮計画見解書の写しを縦覧に供するとともに、当該環境配慮計画見解書をインターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>(環境配慮計画審査書の作成等) 第8条の6 市長は、環境配慮計画書について環境の保全の見地から審査し、環境配慮計画審査書を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、環境配慮計画審査書を作成しようとするときは、第8条の4第1項の意見書及び前条第1項の環境配慮計画見解書について考慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定により川崎市環境影響評価審議会の意見を聴こうとするときは、環境配慮計画書その他の規則で定めるものを提出するものとする。</p> <p>4 市長は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌</p>	<p>(4) 説明会開催の周知方法、周知年月日及び周知範囲</p> <p>3 条例第8条の3第1項の規定による届出をしようとする者は、環境配慮計画書の説明会の開催届(第1号様式)に配布を予定している書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>4 条例第8条の3第2項の説明会の開催を行った結果について記載した書類は、環境配慮計画書の説明会の開催結果報告書(第1号様式の2)によるものとし、次に掲げる事項を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 説明会での意見の概要 (2) 説明会での意見に対する環境配慮計画策定者の見解</p> <p>(環境配慮計画書についての意見書の記載事項) 第8条の3 条例第8条の4第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 事業計画の名称 (3) 環境配慮計画書についての環境の保全の見地からの意見</p> <p>(環境配慮計画見解書の公告事項) 第8条の4 条例第8条の5第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 環境配慮計画策定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 事業計画の名称 (3) 環境配慮計画見解書の要旨 (4) 環境配慮計画見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間</p> <p>(環境配慮計画書に関する環境影響評価審議会への提出書類) 第8条の5 条例第8条の6第3項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 環境配慮計画書 (2) 第8条の2第4項各号に掲げる事項を記載した書類 (3) 環境配慮計画見解書 (4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(環境配慮計画審査書の作成期間) 第8条の6 条例第8条の6第4項の規則で定める期間は、4箇月とする。</p> <p>2 市長は、条例第8条の2又は条例第8条の5第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して</p>
---	--

日から起算して規則で定める期間内に、環境配慮計画審査書を作成するよう努めるものとする。ただし、第8条の4第1項の意見書の提出がなかった場合においては、第8条の2の縦覧期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(環境配慮計画審査書の公告等)

第8条の7 市長は、環境配慮計画審査書を作成したときは、当該環境配慮計画審査書を環境配慮計画策定者に送付するとともに、これを公告するものとする。

2 環境配慮計画策定者は、前項の規定により送付を受けた環境配慮計画審査書を尊重し、第10条に規定する条例方法書若しくは第18条第1項に規定する条例準備書又は第48条に規定する法対象条例方法書を作成しなければならない。

(事業計画の廃止の届出等)

第8条の8 環境配慮計画策定者は、環境配慮計画書の提出後、第9条第1項又は第47条第1項の規定による届出までの間に、当該環境配慮計画書に係る事業計画を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公告するものとする。

(環境配慮計画策定者の変更の届出)

第8条の9 環境配慮計画書の提出後、第9条第1項又は第47条第1項の規定による届出までの間に、相続、合併その他の理由により環境配慮計画策定者に変更があったときは、変更後の環境配慮計画策定者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、変更前の環境配慮計画策定者が行った手続等は変更後の環境配慮計画策定者が行ったものと、変更前の環境配慮計画策定者について行われた手続等は変更後の環境配慮計画策定者について行われたものとみなす。

(自主的な環境配慮計画書に関する手続)

第8条の10 第1種行為を実施しようとする者(環境配慮計画策定者を除く。)は、当該第1種行為の実施に際し、あらかじめ、環境配慮計画書に関する手続を行うことを市長に申し出ることができる。この場合において、市長は、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

2 第8条から前条までの規定は、前項の規定による環境配慮計画書に関する手続に準用する。

第2節 指定開発行為に係る届出

4箇月以内に環境配慮計画審査書を作成できないと見込まれるときは、その期限の日より前にその旨を環境配慮計画策定者に通知するものとする。

(事業計画の廃止の届出)

第8条の7 条例第8条の8第1項の規定による届出をしようとする者は、事業計画廃止届(第1号様式の3)を市長に提出しなければならない。

(環境配慮計画策定者の変更の届出)

第8条の8 条例第8条の9第1項の規定による届出をしようとする者は、環境配慮計画策定者変更届(第1号様式の4)を市長に提出しなければならない。

第2節 指定開発行為に係る環境影響評価

(指定開発行為に係る届出)

- 第9条 指定開発行為者は、指定開発行為を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項について市長に届け出なければならない。
- (1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 指定開発行為の名称及び種類
 - (3) 指定開発行為の目的及び内容
 - (4) その他規則で定める事項
- 2 指定開発行為者は、前項に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、これらの変更事項等について市長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による第1項第1号に係る届出があったときは、次条の条例環境影響評価方法書、第18条第1項の条例環境影響評価準備書又は第26条の条例環境影響評価書に記載された同号の内容に該当する事項が変更されたものとみなし、第28条第1項の規定は適用しない。
- 4 前項の規定は、第30条第1項の規定による届出があった場合について準用する。

第3節 条例環境影響評価方法書の作成等

(条例方法書の作成等)

- 第10条 第1種行為を実施する者(以下「第1種行為者」という。)は、環境影響評価項目、環境影響評価に係る手法等を選定するため、管理計画及び技術指針に基づき、次に掲げる事項(環境配慮計画策定者(第8条の10第1項の規定による申出に係る環境配慮計画書に関する手続を行った者を含む。以下この条及び第18条第1項第1号において同じ。)以外の者にあつては、第5号及び第6号を除く。)について記載した条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)及びその電磁的記録を作成し、前条第1項の規定による届出とともに、市長に提出しなければならない。
- (1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 指定開発行為の名称及び種類
 - (3) 指定開発行為を実施する区域
 - (4) 指定開発行為の目的及び内容
 - (5) 第8条第6号に掲げる事項
 - (6) 環境配慮計画審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての環境配慮計画策定者の見解
 - (7) 指定開発行為を実施する区域及びその周辺地域の環境の特性
 - (8) 環境影響評価項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の手法
 - (9) その他規則で定める事項

(指定開発行為に係る届出)

- 第9条 条例第9条第1項の規定による届出をしようとする者は、指定開発行為実施届(第1号様式の5)を市長に提出しなければならない。
- 2 条例第9条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 指定開発行為を実施する区域
 - (2) 指定開発行為の施行期間
 - (3) 工事施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 3 条例第9条第2項の規定による届出をしようとする者は、指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(条例方法書の記載事項)

- 第10条 条例第10条第9号の規則で定める事項は、次に掲げる事項(条例第18条第1項第1号の規定が適用される場合は、第2号及び第3号を除く。)とする。
- (1) 指定開発行為の実施に当たり、許認可等を要することとされている場合は、当該許認可等の種類
 - (2) 環境配慮項目に関する事項
 - (3) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行う場合であつて、委託される者が予定されているときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

<p>(条例方法書の公告及び縦覧等)</p> <p>第11条 市長は、条例方法書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して45日間、当該条例方法書の写しを縦覧に供するとともに、当該条例方法書をインターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>(条例方法書の周知等)</p> <p>第12条 第1種行為者は、前条の縦覧期間内に、条例方法書の周知を図る必要があると認められる地域（以下「条例方法書関係地域」という。）内に住所又は勤務場所を有する者その他規則で定める者に対し、その内容について周知を図らなければならない。この場合において、当該第1種行為者は、あらかじめ、周知のための方法その他の規則で定める事項について市長に届け出なければならない。</p> <p>(条例方法書についての意見書の提出等)</p> <p>第13条 条例方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第11条の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。</p> <p>2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを第1種行為者に送付するものとする。</p> <p>(条例方法審査書の作成等)</p> <p>第14条 市長は、条例方法書の内容を環境の保全の見地から審査し、当該条例方法書についての市長の意見を記載した書類（以下「条例方法審査書」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、条例方法審査書を作成しようとするときは、前条第1項の意見書を考慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市長は、第8条（第8条の10第2項において準用する場合を含む。）</p>	<p>(条例方法書の公告事項)</p> <p>第11条 条例第11条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 指定開発行為の名称及び種類</p> <p>(3) 指定開発行為を実施する区域</p> <p>(4) 指定開発行為の目的及び内容</p> <p>(5) 指定開発行為の施行期間</p> <p>(6) 条例方法書の要旨</p> <p>(7) 条例方法書の写しの縦覧の期間、場所及び時間</p> <p>(条例方法書の周知を図る範囲等)</p> <p>第12条 条例第12条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 条例方法書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者</p> <p>(2) 条例方法書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体</p> <p>2 条例第12条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 指定開発行為の名称</p> <p>(3) 周知のための方法</p> <p>(4) 周知を図る範囲</p> <p>(5) 周知を図る期間</p> <p>3 条例第12条の規定による届出をしようとする者は、条例方法書周知届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(条例方法書についての意見書の記載事項)</p> <p>第13条 条例第13条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 指定開発行為の名称</p> <p>(3) 条例方法書についての環境の保全の見地からの意見</p> <p>(条例第14条第3項の規則で定める場合)</p> <p>第13条の2 条例第14条第3項の規則で定める場合は、条例第10条第8号の内容が条例第14条第3項の規定による環境配慮計画書に記載された同号に掲げる事項に相当する事項の内容と異なっているものとして、同条第2項の規定により川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くことが適当と市長が認めた場合とする。</p> <p>(条例方法審査書の作成期間)</p> <p>第14条 条例第14条第5項の規則で定める期間</p>
---	---

の規定により提出を受けた環境配慮計画書について第10条第8号に掲げる事項に相当する事項が記載されていると認め、その旨を環境配慮計画審査書に記載したときは、規則で定める場合を除き、前項の規定による川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くことを要しない。

- 4 市長は、条例方法審査書を作成するに当たり、第1種行為者その他関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 市長は、第11条の公告の日から起算して規則で定める期間内に、条例方法審査書を作成するよう努めるものとする。

(条例方法審査書の公告等)

第15条 市長は、条例方法審査書を作成したときは、当該条例方法審査書を第1種行為者に送付するとともに、これを公告するものとする。

第4節 環境影響評価項目等の選定

(第1種行為に係る環境影響評価項目等の選定)

第16条 第1種行為者は、条例方法審査書の送付を受けたときは、当該条例方法審査書を尊重し、環境影響評価項目、環境影響評価に係る手法等を選定しなければならない。

(第2種行為及び第3種行為に係る環境影響評価項目等の選定)

第17条 第2種行為を実施する者(以下「第2種行為者」という。)及び第3種行為を実施する者(以下「第3種行為者」という。)は、管理計画及び技術指針に基づき、環境影響評価項目、環境影響評価に係る手法等を選定しなければならない。

第5節 条例環境影響評価準備書の作成等

(条例準備書の作成等)

第18条 指定開発行為者は、前2条の規定により選定した環境影響評価項目等に基づき環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、次に掲げる事項(第2種行為者にあつては第2号及び第3号を、第3種行為者にあつては第2号、第3号及び第7号を除く。)について記載した条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)並びにこれらの電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 第10条各号に掲げる事項(環境配慮計画策定者以外の者にあつては、同条第5号及び第6号を除く。)。ただし、条例方法審査書に基づく変更又は第9条第2項、第28条第1項

は、4箇月とする。

- 2 市長は、条例第11条の公告の日から起算して4箇月以内に条例方法審査書を作成できないと見込まれるときは、その期限の日より前にその旨を指定開発行為者に通知するものとする。

(条例準備書の記載事項)

第15条 条例第18条第1項第8号の規則で定める事項は、環境影響評価の結果の概要とする。

若しくは第30条第1項の規定による届出があった場合においては、これらの変更又は届出後の事項とする。

- (2) 第13条第1項の意見の概要及び当該意見についての指定開発行為者の見解
- (3) 条例方法審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての指定開発行為者の見解
- (4) 環境影響評価の結果（当該結果に至った検討の経過を含む。）
- (5) 環境配慮項目に関する事項
- (6) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (7) 事後調査の実施計画に関する事項。ただし、第2種行為者にあつては、技術指針により事後調査を行うこととされる場合に限る。
- (8) その他規則で定める事項

2 前項の規定による条例準備書等の提出は、第2種行為者及び第3種行為者にあつては、第9条第1項の規定による届出とともに行わなければならない。

（条例準備書の公告及び縦覧等）

第19条 市長は、条例準備書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して45日間、当該条例準備書及び要約書の写しを縦覧に供するとともに、当該条例準備書及び要約書をインターネットの利用により公表するものとする。

（条例準備書の説明会の開催等）

第20条 指定開発行為者は、前条の縦覧期間内に、当該指定開発行為が実施されることによって環境に影響を及ぼすおそれのある地域（以下「条例準備書関係地域」という。）内に住所又は勤務場所を有する者その他規則で定める者（以下「条例準備書関係住民」という。）に対し、説明会の開催により、条例準備書の記載事項を周知しなければならない。この場合において、当該指定開発行為者は、あらかじめ、規則で定める事項について市長に届け出なければならない。

2 指定開発行為者は、前項の規定により説明会の開催を行った後、速やかに、その結果について記載した書類を市長に提出しなければならない。

（条例準備書の公告事項）

第16条 条例第19条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定開発行為の名称及び種類
- (3) 指定開発行為を実施する区域
- (4) 指定開発行為の目的及び内容
- (5) 指定開発行為の施行期間
- (6) 条例準備書の要旨
- (7) 条例準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

（条例準備書の説明会の開催の対象となる範囲等）

第17条 条例第20条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 条例準備書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者
- (2) 条例準備書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体

2 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定開発行為の名称
- (3) 説明会の開催日時、開催場所及び説明者
- (4) 説明会開催の周知方法、周知年月日及び周知範囲

<p>(条例準備書についての意見書の提出等)</p> <p>第 21 条 条例準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第 19 条の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。</p> <p>2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを指定開発行為者に送付するものとする。</p> <p>(条例見解書の提出等)</p> <p>第 22 条 指定開発行為者は、前条第 2 項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、同条第 1 項の意見の概要及び当該意見についての指定開発行為者の見解を記載した書類（以下「条例見解書」という。）及びその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、条例見解書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して 15 日間、当該条例見解書の写しを縦覧に供するとともに、当該条例見解書をインターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>(条例公聴会の開催)</p> <p>第 23 条 第 1 種行為又は第 2 種行為に係る条例準備書関係住民は、市長に対し、前条第 2 項の縦覧期間内に、条例準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」という。）において意見を述べたい旨を申し出ることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申出があった場合で必要があると認めるときは、条例公聴会を開催するものとする。</p> <p>3 第 1 項の第 1 種行為又は第 2 種行為に係る指定開発行為者は、市長の求めに応じ、条例公聴会に出席し、見解を述べなければならない。</p> <p>4 市長は、条例公聴会の終了後、当該条例公聴会の記録を作成するものとする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、条例公聴会の開催方法等について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>3 条例第 20 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、条例準備書の説明会の開催届（第 4 号様式）に配布を予定している書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>4 条例第 20 条第 2 項の説明会の開催を行った結果について記載した書類は、条例準備書の説明会の開催結果報告書（第 5 号様式）によるものとし、次に掲げる事項を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 説明会での意見の概要</p> <p>(2) 説明会での意見に対する指定開発行為者の見解</p> <p>(条例準備書についての意見書の記載事項)</p> <p>第 18 条 条例第 21 条第 1 項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 指定開発行為の名称</p> <p>(3) 条例準備書についての環境の保全の見地からの意見</p> <p>(条例見解書の公告事項)</p> <p>第 19 条 条例第 22 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 指定開発行為の名称</p> <p>(3) 条例見解書の要旨</p> <p>(4) 条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間</p> <p>(条例公聴会において意見を述べたい旨の申出)</p> <p>第 20 条 条例第 23 条第 1 項の規定により条例公聴会において意見を述べたい旨を申し出ようとする者は、その旨及び次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 指定開発行為の名称</p> <p>(3) 申出の理由及び意見の要旨</p> <p>(条例公聴会の開催の公告)</p> <p>第 21 条 市長は、条例第 23 条第 2 項の規定により条例公聴会を開催しようとするときは、開催日の 14 日前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。</p> <p>(1) 指定開発行為の名称</p> <p>(2) 開催の日時及び場所</p>
--	---

(3) 意見を聴こうとする事項

第22条 削除

(公述人の選定)

第23条 市長は、条例公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、条例第23条第1項の規定により申し出た者のうちから、条例公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定することができる。この場合において、公述人の選定については、公平かつ適正に行うものとする。

2 市長は、前項の規定により公述人を選定したときは、その旨を本人に通知するものとする。

(公述時間の設定)

第24条 市長は、条例公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、あらかじめ公述時間を設定することができる。この場合において、公述時間の設定については、公平かつ適正に行うものとする。

2 市長は、前項の規定により公述時間を設定したときは、設定した公述時間を公述人に通知するものとする。

(参考人の出席)

第25条 市長は、必要があると認めるときは、条例公聴会に参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(条例公聴会の取りやめの公告)

第26条 市長は、災害その他やむを得ない理由により条例公聴会を開催することができないとき、又は開催しないときは、その旨を公告するものとする。

(条例公聴会の議長)

第27条 条例公聴会の議長は、市職員のうちから市長が指名する。

2 議長は、条例公聴会が円滑に進められるよう会議を総括する。

3 議長は、公述人が次条の規定に違反して陳述したとき、又は不穏当な言動をしたときは、その陳述を禁止し、又は退場を命ずることができる。

4 議長は、条例公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又は秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者の退場を命ずることができる。

5 前3項に規定するもののほか、議長は、条例公聴会の運営に関して必要な措置をとることができる。

第6節 条例環境影響評価準備書に係る
審査

(条例審査書の作成等)

第24条 市長は、条例準備書について環境の保全の見地から審査し、条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)を作成するものとする。

2 市長は、条例審査書を作成しようとするときは、第21条第1項の意見書、第22条第1項の条例見解書及び前条の条例公聴会における意見について考慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。ただし、第3種行為にあっては、市長が必要と認めた場合に限り、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、前項の規定により川崎市環境影響評価審議会の意見を聴こうとするときは、条例準備書その他の規則で定めるものを提出するものとする。

4 市長は、第22条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して規則で定める期間内に、条例審査書を作成するよう努めるものとする。ただし、第21条第1項の意見書の提出がなかった場合においては、第19条の縦覧期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(条例審査書の公告等)

第25条 市長は、条例審査書を作成したときは、当該条例審査書を指定開発行為者に送付するとともに、これを公告するものとする。

2 指定開発行為者は、前項の規定により送付を受けた条例審査書を遵守しなければならない。

第7節 条例環境影響評価書の作成等

(条例評価書の作成等)

第26条 第1種行為者及び第2種行為者は、条例審査書の送付を受けたときは、当該条例審査書の内容に基づき条例準備書の記載事項について検討を加え、次に掲げる事項について記載した条例環境影響評価書(以下「条例評価書」という。)及びその電磁的記録を作成し、速やかに、市長に提出しなければならない。

(1) 第18条第1項各号に掲げる事項。ただし、条例審査書に基づく変更又は第9条第2項、第28条第1項若しくは第30条第1項の規定による届出があった場合においては、これらの変更又は届出後の事項とする。

(2) 条例審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての指定開発行為者の見解

(3) その他規則で定める事項

(陳述の範囲)

第28条 公述人の陳述は、市長が意見を聴こうとする事項の範囲を超えてはならない。

(条例準備書に関する環境影響評価審議会への提出書類)

第29条 条例第24条第3項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 条例準備書

(2) 第17条第4項各号に掲げる事項を記載した書類

(3) 条例見解書

(4) 条例第23条第4項の条例公聴会の記録

(5) その他市長が必要と認める書類

(条例審査書の作成期間)

第30条 条例第24条第4項の規則で定める期間は、6箇月とする。

2 市長は、条例第19条又は条例第22条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して6箇月以内に条例審査書を作成できないと見込まれるときは、その期限の日より前にその旨を指定開発行為者に通知するものとする。

(条例評価書の記載事項)

第31条 条例第26条第3号の規則で定める事項は、条例審査書を踏まえた環境影響評価の結果とする。

(条例評価書の公告及び縦覧等)

第 27 条 市長は、条例評価書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して 30 日間、当該条例評価書の写しを縦覧に供するとともに、当該条例評価書をインターネットの利用により公表するものとする。

第 8 節 条例環境影響評価方法書等の変更

(条例方法書等の変更)

第 28 条 指定開発行為者は、第 9 条第 1 項の規定による届出後、指定開発行為が完了するまでの間に、条例方法書、条例準備書又は条例評価書に記載された事項について変更（条例方法審査書若しくは条例審査書に基づく内容の変更又は条例評価書に記載された事後調査の実施計画（以下「事後調査実施計画」という。）のみに係る変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その変更事項等について市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を行った指定開発行為者は、変更後の事業が該当する指定開発行為の区分に応じて必要とされるこの条例に基づく手続を再度行わなければならない。ただし、変更の内容が軽微なものである場合その他の場合であって、市長が環境の保全の見地から必要がないと認めるときは、その手続の全部又は一部を行わないことができる。

3 市長は、前項ただし書の場合において、必要があると認めるときは、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。

4 変更前に第 1 種行為であったものが変更により第 2 種行為又は第 3 種行為となった場合で、指定開発行為者が条例方法書に係る手続の続行又は既に送付を受けた条例方法審査書に基づく環境影響評価項目等の選定を申し出たときは、第 17 条の規定は適用しない。

第 9 節 指定開発行為の廃止の届出等

(指定開発行為の廃止の届出等)

第 29 条 指定開発行為者は、第 9 条第 1 項の規定による届出後、指定開発行為が完了するまでの間に、当該指定開発行為を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき

(条例評価書の公告事項)

第 32 条 条例第 27 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定開発行為の名称及び種類
- (3) 指定開発行為を実施する区域
- (4) 指定開発行為の目的及び内容
- (5) 指定開発行為の施行期間
- (6) 条例評価書の要旨
- (7) 条例評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(条例方法書等の変更)

第 33 条 条例第 28 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届を市長に提出しなければならない。

2 別表第 2 の第 1 欄に掲げる指定開発行為の区分ごとにそれぞれ同表の第 2 欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の第 3 欄に掲げる要件に該当するもの及び環境への負荷の低減を目的とする変更であるものは、条例第 28 条第 2 項ただし書の変更の内容が軽微なものである場合に該当するものとする。

(指定開発行為の廃止の届出)

第 34 条 条例第 29 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、指定開発行為廃止届（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

は、その旨を公告するものとする。

(指定開発行為者の変更の届出)

第 30 条 第 9 条第 1 項の規定による届出後、相続、合併その他の理由により指定開発行為者に変更があったときは、変更後の指定開発行為者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、変更前の指定開発行為者が行った手続等は変更後の指定開発行為者が行ったものと、変更前の指定開発行為者について行われた手続等は変更後の指定開発行為者について行われたものとみなす。

3 第 1 項の規定による届出があったときは、第 9 条第 2 項の規定は適用しない。

第 10 節 指定開発行為の着手の制限等
(指定開発行為の着手の制限)

第 31 条 指定開発行為者は、第 27 条の規定による条例評価書の公告（第 3 種行為にあつては、第 25 条第 1 項の規定による条例審査書の公告。以下この節において同じ。）の日以後でなければ、当該公告に係る指定開発行為に着手してはならない。

(指定開発行為の着手等の届出)

第 32 条 指定開発行為者は、指定開発行為に着手するとき、及び当該指定開発行為を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(手続の再実施)

第 33 条 市長は、第 27 条の規定による条例評価書の公告後、当該公告に係る指定開発行為に着手するまでの間に、規則で定める期間が経過した場合で、当該指定開発行為を実施する区域及びその周辺地域の状況に著しい変化があり、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、指定開発行為者に対し、この条例に基づく環境影響評価の手続の全部又は一部の再実施を求めることができる。

2 前項の規定は、第 15 条の規定による条例方法審査書の公告後、条例準備書が提出されるまでの間に、又は第 25 条第 1 項の規定による条例審査書の公告後、条例評価書が提出されるまでの間に、規則で定める期間が経過した場合について準用する。

(指定開発行為者の変更の届出)

第 35 条 条例第 30 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、指定開発行為者変更届（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

(指定開発行為の着手等の届出)

第 36 条 条例第 32 条の規定による指定開発行為の着手の届出をしようとする者は、指定開発行為着手届（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 32 条の規定による指定開発行為の完了の届出をしようとする者は、指定開発行為完了届（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。

(手続の再実施を求めることができる経過期間)

第 37 条 条例第 33 条第 1 項の規則で定める期間は、5 年とする。

2 条例第 33 条第 2 項の規則で定める期間は、3 年とする。

第 11 節 指定開発行為に係る事後調査に関する手続

(指定開発行為に係る事後調査の実施等)

第 34 条 第 1 種行為者及び第 2 種行為者（第 1 種行為者若しくは第 2 種行為者であった者で指定開発行為を完了したもの又はこれらの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき市長が適当と認めた者を含む。以下「事後調査実施者」という。）は、事後調査実施計画に基づき事後調査を行い、その結果及び規則で定める事項について記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）及びその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、環境の保全の見地から必要と認めるときは、条例審査書に記載することにより、第 3 種行為者（第 3 種行為者であった者で指定開発行為を完了したもの又はこの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき市長が適当と認めた者を含む。以下この項において同じ。）に対し、事後調査の実施及び事後調査報告書の提出を求めることができる。この場合において、当該第 3 種行為者が行った事後調査については、次条から第 38 条までの規定は、適用しない。

(事後調査報告書の公告及び縦覧等)

第 35 条 市長は、事後調査報告書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して 30 日間、当該事後調査報告書の写しを縦覧に供するとともに、当該事後調査報告書をインターネットの利用により公表するものとする。

(事後調査報告書に対する意見書の提出)

第 36 条 事後調査報告書に記載された内容が条例評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める者で、環境の保全の見地からの意見を有するものは、前条の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。

(事後調査報告書に係る実態調査等)

第 37 条 市長は、前条の意見書の提出があった場合その他の場合で、事後調査報告書に記載された内容が条例評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と異なり、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、その実態を調査し、又は事後調査実施者に対し、期限を定めて、必要な資料の提出及び報告を求めることができる。

第 3 節 指定開発行為に係る事後調査（指定開発行為に係る事後調査の実施に関する手続）

第 38 条 条例第 34 条第 1 項又は第 2 項の規定により、指定開発行為を完了した者に代わって事後調査を行う旨を申し出ようとする者は、事後調査実施代行申出書（第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 34 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事後調査実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定開発行為の名称及び種類
- (3) 環境影響評価の結果との検証結果
- (4) 事後調査の結果に基づいて対策を講じた場合は、その内容
- (5) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(事後調査報告書の公告事項)

第 39 条 条例第 35 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事後調査実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定開発行為の名称及び種類
- (3) 事後調査報告書の要旨
- (4) 事後調査報告書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(事後調査報告書についての意見書の記載事項)

第 40 条 条例第 36 条の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定開発行為の名称
- (3) 事後調査報告書についての環境の保全の見地からの意見

(環境の保全上必要な措置の勧告等)

第 38 条 市長は、前条の規定により実態を調査し、又は事後調査実施者から資料の提出及び報告を受け、その指定開発行為の実施に係る環境影響が条例評価書の内容と明らかに異なっている状況にあると認める場合で、その状況が当該事後調査実施者の責めに帰すべきものと認めるときは、当該事後調査実施者に対し、環境の保全の見地から必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、当該状況について規制する権限を有する者に通知する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による勧告をし、及び措置を講じようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による勧告を受けた事後調査実施者が、当該勧告に従わないときは、当該事後調査実施者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前項の事後調査実施者に意見を述べる機会を与えるものとする。

(事後調査実施計画の変更)

第 39 条 事後調査実施者は、指定開発行為の着手後、当該指定開発行為に係る事後調査実施計画を変更して実施しようとするときは、市長と協議した上、その旨その他規則で定める事項について届け出なければならない。

第 12 節 指定開発行為に係る手続の併合等

(指定開発行為に係る手続の併合)

第 40 条 1 又は 2 以上の指定開発行為者が相互に密接に関連する 2 以上の指定開発行為を実施しようとするときは、当該指定開発行為者は、規則で定めるところにより、この章において指定開発行為者が行うこととされている手続を併せて行うことができる。

(都市計画法に定める手続との調整)

第 41 条 市長は、指定開発行為が都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に規定する都市計画に定めようとする事業である場合の環境影響評価その他の手続については、同法に定める手続との調整を図り、適切かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(勧告に従わない事実の公表)

第 41 条 条例第 38 条第 3 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事後調査実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定開発行為の名称
- (3) 指定開発行為を実施した区域
- (4) 勧告した理由及び勧告に従わない事実

2 条例第 38 条第 3 項の規定による公表は、公告その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(事後調査実施計画の変更の届出)

第 42 条 条例第 39 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事後調査実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定開発行為の名称及び種類
- (3) 変更する内容及び理由

2 条例第 39 条の規定による届出をしようとする者は、指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届を市長に提出しなければならない。

第 4 節 指定開発行為に係る手続の併合

(指定開発行為に係る手続の併合)

第 43 条 条例第 40 条の規定により指定開発行為の手続を併せて行おうとする者は、指定開発行為の併合届(第 13 号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 手続を併合する指定開発行為者は、いずれかを代表者と定め、手続を進めることができる。
- 3 第 1 項の規定により指定開発行為の併合届を市長に提出した指定開発行為者が条例の規定に基づく手続を分離して行おうとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

第4章 法対象事業に係る環境影響評価等
に関する手続

第1節 法対象事業に係る市長意見の作
成等

(方法書についての市長意見)

第42条 市長は、法第10条第2項又は第4項の
規定により意見を述べようとするときは、法第
9条の規定により送付を受けた書類に記載され
た意見に配慮するとともに、あらかじめ、川崎
市環境影響評価審議会の意見を聴くものとす
る。

2 市長は、前項の規定により川崎市環境影響評
価審議会の意見を聴こうとするときは、法第6
条第1項の規定により送付を受けた方法書その
他の規則で定めるものを提出するものとする。

(準備書についての意見の概要等の公告及び縦
覧等)

第43条 市長は、法第19条の規定により準備書
についての意見の概要及び当該意見についての
法対象事業者の見解を記載した書類の送付を受
けたときは、その旨その他規則で定める事項を
公告し、当該公告の日から起算して30日間、当
該書類の写しを縦覧に供するとともに、当該書
類をインターネットの利用により公表するもの
とする。

(法対象公聴会の開催)

第44条 市長は、法第20条第2項又は第4項の
規定により意見を述べようとする場合で市長が
必要と認めるときは、法対象事業に係る市長意
見の作成のための公聴会（以下「法対象公聴会」
という。）を開催するものとする。

2 法対象公聴会の開催方法等について必要な事
項は、規則で定める。

第4章 法対象事業に係る環境影響評価等
第1節 法対象事業に係る市長意見の作
成等

(方法書に関する環境影響評価審議会への提出
書類)

第44条 条例第42条第2項の規則で定めるもの
は、次に掲げるものとする。

(1) 環境影響評価法（平成9年法律第81号。
以下「法」という。）第6条第1項の規定によ
り送付を受けた方法書

(2) 法第9条の規定により送付を受けた方法
書についての意見の概要を記載した書類

(3) その他市長が必要と認める書類
(準備書についての意見の概要等の公告事項)

第45条 条例第43条の規則で定める事項は、次
に掲げる事項とする。

(1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並
びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 法対象事業の名称及び種類

(3) 法対象事業を実施する区域

(4) 法対象事業の目的及び内容

(5) 法対象事業の施行期間

(6) 法第19条の規定により送付を受けた準備
書についての意見の概要及び当該意見につい
ての法対象事業者の見解を記載した書類（以
下「準備書についての意見の概要等」という。）
の要旨

(7) 準備書についての意見の概要等の写しの
縦覧の期間、場所及び時間

(法対象公聴会の開催方法等)

第46条 市長は、条例第44条第1項の規定によ
り法対象公聴会を開催しようとするときは、開
催日の21日前までに、次に掲げる事項を公告す
るものとする。

(1) 法対象事業の名称

(2) 開催の日時及び場所

(3) 意見を聴こうとする事項

(4) 公述の申出に関する事項

2 前項の規定により公告された法対象事業が実
施されることによって環境に影響を及ぼすおそ
れのある地域内に住所又は勤務場所を有する
者、当該地域内で農業、林業又は漁業に従事す
る者及び当該地域内に事務所又は事業場を有す
る事業者又は法人その他の団体は、法対象公聴
会において意見を述べようとするときは、開催
日の14日前までに、その旨を市長に申し出るこ
とができる。

3 前項の規定により法対象公聴会において意見
を述べることを申し出ようとする者は、その旨
及び次に掲げる事項を記載した書類を市長に提
出するものとする。

<p>(準備書についての市長意見)</p> <p>第45条 市長は、法第20条第2項又は第4項の規定により意見を述べようとするときは、法第19条の規定により送付を受けた書類に記載された意見及び見解並びに法対象公聴会における意見に配慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により川崎市環境影響評価審議会の意見を聴こうとするときは、法第15条の規定により送付を受けた準備書その他の規則で定めるものを提出するものとする。</p> <p>(市長意見の公表)</p> <p>第46条 市長は、法第10条第2項若しくは第4項又は法第20条第2項若しくは第4項の規定により意見を述べたときは、規則で定めるところにより、当該意見を公表するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 地域環境管理計画に基づく法対象事業に係る環境影響評価に関する手続等</p> <p>(法対象事業に係る届出)</p> <p>第47条 法対象事業者は、法対象事業を実施しようとする場合で、当該法対象事業の実施が環境影響(管理計画に定める法対象事業に適用される環境影響評価項目に関するものに限る。以下この節において同じ。)を及ぼすおそれがあると市長が認めたときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項について市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 法対象事業の名称及び種類</p> <p>(3) 法対象事業の目的及び内容</p> <p>(4) その他規則で定める事項</p> <p>2 法対象事業者は、前項に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、これらの変更事項等について市長に届け出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による第1項第1号に係る届出があったときは、次条の法対象条例環境影響評価</p>	<p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 法対象事業の名称</p> <p>(3) 意見の要旨</p> <p>4 第23条から第28条までの規定は、法対象公聴会について準用する。この場合において、第23条第1項中「条例第23条第1項」とあるのは、「第46条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 市長は、法対象公聴会の終了後、当該法対象公聴会の記録を作成するものとする。</p> <p>(準備書に関する環境影響評価審議会への提出書類)</p> <p>第47条 条例第45条第2項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法第15条の規定により送付を受けた準備書</p> <p>(2) 準備書についての意見の概要等</p> <p>(3) 前条第5項の法対象公聴会の記録</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(市長意見の公表)</p> <p>第48条 条例第46条の規定による公表は、公告その他市長が必要と認める方法により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 管理計画に基づく法対象事業に係る環境影響評価</p> <p>(法対象事業に係る届出)</p> <p>第49条 条例第47条第1項の規定による届出をしようとする者は、法対象事業実施届(第14号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第47条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 法対象事業を実施する区域</p> <p>(2) 法対象事業の施行期間</p> <p>(3) 工事施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>3 条例第47条第2項の規定による届出をしようとする者は、法対象事業・法対象条例方法書等・法対象事後調査実施計画変更届(第15号様式)を市長に提出しなければならない。</p>
--	---

方法書、第 55 条の法対象条例環境影響評価準備書又は第 63 条の法対象条例環境影響評価書に記載された同号の内容に該当する事項が変更されたものとみなし、第 65 条第 1 項の規定は適用しない。

4 前項の規定は、第 67 条第 1 項の規定による届出があった場合について準用する。

(法対象条例方法書の作成等)

第 48 条 法対象事業者は、環境影響評価項目、環境影響評価に係る手法等を選定するため、管理計画及び技術指針に基づき、次に掲げる事項(環境配慮計画策定者以外の者にあつては、第 5 号及び第 6 号を除く。)について記載した法対象条例環境影響評価方法書(以下「法対象条例方法書」という。)及びその電磁的記録を作成し、前条第 1 項の規定による届出とともに、市長に提出しなければならない。

- (1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業の名称及び種類
- (3) 法対象事業を実施する区域
- (4) 法対象事業の目的及び内容
- (5) 第 8 条第 6 号に掲げる事項
- (6) 環境配慮計画審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての環境配慮計画策定者の見解
- (7) 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の環境の特性
- (8) 環境影響評価項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の手法
- (9) その他規則で定める事項

(法対象条例方法書の公告及び縦覧等)

第 49 条 市長は、法対象条例方法書の提出があつたときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して 45 日間、当該法対象条例方法書の写しを縦覧に供するとともに、当該法対象条例方法書をインターネットの利用により公表するものとする。この場合において、市長は、法第 7 条に規定する縦覧と併せて行うよう努めるものとする。

(法対象条例方法書の説明会の開催等)

第 50 条 法対象事業者は、前条の縦覧期間内に、法対象条例方法書の周知を図る必要があると認められる地域(以下「法対象条例方法書関係地域」という。)内に住所又は勤務場所を有する者その他規則で定める者に対し、説明会の開催に

(法対象条例方法書の記載事項)

第 50 条 条例第 48 条第 9 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項(条例第 55 条第 1 号の規定が適用される場合は、第 2 号及び第 3 号を除く。)とする。

- (1) 法対象事業の実施に当たり、法令の規定により許認可等を要することとされている場合は、当該許認可等の種類
- (2) 環境配慮項目に関する事項
- (3) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行う場合であつて、委託される者が予定されているときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(法対象条例方法書の公告事項)

第 51 条 条例第 49 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業の名称及び種類
- (3) 法対象事業を実施する区域
- (4) 法対象事業の目的及び内容
- (5) 法対象事業の施行期間
- (6) 法対象条例方法書の要旨
- (7) 法対象条例方法書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(法対象条例方法書の説明会の開催の対象となる範囲等)

第 52 条 条例第 50 条第 1 項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法対象条例方法書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者
- (2) 法対象条例方法書関係地域内に事務所又

<p>より、法対象条例方法書の記載事項を周知しなければならない。この場合において、当該法対象事業者は、あらかじめ、規則で定める事項について市長に届け出なければならない。</p> <p>2 法対象事業者は、前項の規定により説明会の開催を行った後、速やかに、その結果について記載した書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(法対象条例方法書についての意見書の提出等)</p> <p>第 51 条 法対象条例方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第 49 条の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。</p> <p>2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを法対象事業者に送付するものとする。</p> <p>(法対象条例方法審査書の作成等)</p> <p>第 52 条 市長は、法対象条例方法書の内容を環境の保全の見地から審査し、当該法対象条例方法書についての市長の意見を記載した書類（以下「法対象条例方法審査書」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、法対象条例方法審査書を作成しようとするときは、前条第 1 項の意見書を考慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市長は、第 8 条の規定により提出を受けた環境配慮計画書について第 48 条第 8 号に掲げる事項に相当する事項が記載されていると認め、その旨を環境配慮計画審査書に記載したときは、規則で定める場合を除き、同項の規定による川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くことを要しない。</p> <p>4 市長は、法対象条例方法審査書を作成するに当たり、法対象事業者その他関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。</p>	<p>は事業場を有する事業者又は法人その他の団体</p> <p>2 条例第 50 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 法対象事業の名称</p> <p>(3) 説明会の開催日時、開催場所及び説明者</p> <p>(4) 説明会開催の周知方法、周知年月日及び周知範囲</p> <p>3 条例第 50 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、法対象条例方法書の説明会の開催届（第 16 号様式）に配布を予定している書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>4 条例第 50 条第 2 項の説明会の開催を行った結果について記載した書類は、法対象条例方法書の説明会の開催結果報告書（第 16 号様式の 2）によるものとし、次に掲げる事項を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 説明会での意見の概要</p> <p>(2) 説明会での意見に対する法対象事業者の見解</p> <p>(法対象条例方法書についての意見書の記載事項)</p> <p>第 53 条 条例第 51 条第 1 項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 法対象事業の名称</p> <p>(3) 法対象条例方法書についての環境の保全の見地からの意見</p> <p>(条例第 52 条第 3 項の規則で定める場合)</p> <p>第 53 条の 2 条例第 52 条第 3 項の規則で定める場合は、条例第 48 条第 8 号の内容が条例第 52 条第 3 項の規定による環境配慮計画書に記載された同号に掲げる事項に相当する事項の内容と異なっているものとして、同条第 2 項の規定により川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くことが適当と市長が認めた場合とする。</p> <p>(法対象条例方法審査書の作成期間)</p> <p>第 54 条 条例第 52 条第 5 項の規則で定める期間は、4 箇月とする。</p> <p>2 市長は、条例第 49 条の公告の日から起算して 4 箇月以内に法対象条例方法審査書を作成できないと見込まれるときは、その期限の日より前にその旨を法対象事業者に通知するものとする。</p>
--	--

5 市長は、第 49 条の公告の日から起算して規則で定める期間内に、法対象条例方法審査書を作成するよう努めるものとする。

(法対象条例方法審査書の公告等)

第 53 条 市長は、法対象条例方法審査書を作成したときは、当該法対象条例方法審査書を法対象事業者に送付するとともに、これを公告するものとする。

(法対象事業に係る環境影響評価項目等の選定)

第 54 条 法対象事業者は、法対象条例方法審査書の送付を受けたときは、当該法対象条例方法審査書を尊重し、環境影響評価項目、環境影響評価に係る手法等を選定しなければならない。

(法対象条例準備書の作成等)

第 55 条 法対象事業者は、前条の規定により選定した環境影響評価項目等に基づき環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、次に掲げる事項について記載した法対象条例環境影響評価準備書（以下「法対象条例準備書」という。）及びこれを要約した書類（以下この条及び次条において「要約書」という。）並びにこれらの電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、当該要約書及びその電磁的記録の作成を省略することができる。

(1) 第 48 条各号に掲げる事項（環境配慮計画策定者以外の者にあつては、同条第 5 号及び第 6 号を除く。）。ただし、法対象条例方法審査書に基づく変更又は第 47 条第 2 項、第 65 条第 1 項若しくは第 67 条第 1 項の規定による届出があつた場合においては、これらの変更又は届出後の事項とする。

(2) 第 51 条第 1 項の意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解

(3) 法対象条例方法審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての法対象事業者の見解

(4) 環境影響評価の結果（当該結果に至った検討の経過を含む。）

(5) 環境配慮項目に関する事項

(6) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(7) 事後調査の実施計画に関する事項

(8) その他規則で定める事項

(法対象条例準備書の公告及び縦覧等)

第 56 条 市長は、法対象条例準備書の提出があつ

(法対象条例準備書の記載事項)

第 55 条 条例第 55 条第 8 号の規則で定める事項は、環境影響評価の結果の概要とする。

(法対象条例準備書の公告事項)

第 56 条 条例第 56 条の規則で定める事項は、次

たときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して45日間、当該法対象条例準備書及び要約書の写しを縦覧に供するとともに、当該法対象条例準備書及び要約書をインターネットの利用により公表するものとする。この場合において、市長は、法第16条に規定する縦覧と併せて行うよう努めるものとする。

(法対象条例準備書の説明会の開催等)

第57条 法対象事業者は、前条の縦覧期間内に、当該法対象事業が実施されることによって環境に影響を及ぼすおそれのある地域(以下「法対象条例準備書関係地域」という。)内に住所又は勤務場所を有する者その他規則で定める者(以下「法対象条例準備書関係住民」という。)に対し、説明会の開催により、法対象条例準備書の記載事項を周知しなければならない。この場合において、当該法対象事業者は、あらかじめ、規則で定める事項について市長に届け出なければならない。

2 法対象事業者は、前項の規定により説明会の開催を行った後、速やかに、その結果について記載した書類を市長に提出しなければならない。

(法対象条例準備書についての意見書の提出等)

第58条 法対象条例準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第56条の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを法対象事業者に送付するものとする。

(法対象条例見解書の提出等)

第59条 法対象事業者は、前条第2項の規定によ

に掲げる事項とする。

- (1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業の名称及び種類
- (3) 法対象事業を実施する区域
- (4) 法対象事業の目的及び内容
- (5) 法対象事業の施行期間
- (6) 法対象条例準備書の要旨
- (7) 法対象条例準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(法対象条例準備書の説明会の開催の対象となる範囲等)

第57条 条例第57条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法対象条例準備書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者
- (2) 法対象条例準備書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体

2 条例第57条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業の名称
- (3) 説明会の開催日時、開催場所及び説明者
- (4) 説明会開催の周知方法、周知年月日及び周知範囲

3 条例第57条第1項の規定による届出をしようとする者は、法対象条例準備書の説明会の開催届(第17号様式)に配布を予定している書類を添付して市長に提出しなければならない。

4 条例第57条第2項の説明会の開催を行った結果について記載した書類は、法対象条例準備書の説明会の開催結果報告書(第18号様式)によるものとし、次に掲げる事項を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 説明会での意見の概要
- (2) 説明会での意見に対する法対象事業者の見解

(法対象条例準備書についての意見書の記載事項)

第58条 条例第58条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業の名称
- (3) 法対象条例準備書についての環境の保全の見地からの意見

(法対象条例見解書の公告事項)

第59条 条例第59条第2項の規則で定める事項

り意見書の写しの送付を受けたときは、同条第1項の意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類（以下「法対象条例見解書」という。）及びその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、法対象条例見解書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して30日間、当該法対象条例見解書の写しを縦覧に供するとともに、当該法対象条例見解書をインターネットの利用により公表するものとする。

（法対象条例公聴会の開催）

第60条 法対象条例準備書関係住民は、市長に対し、前条第2項の縦覧期間内に、法対象条例準備書等に関する公聴会（以下「法対象条例公聴会」という。）において意見を述べたい旨を申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合で、必要があると認めるときは、法対象条例公聴会を開催するものとする。この場合において、市長は、法対象公聴会と併せて行うよう努めるものとする。
- 3 法対象事業者は、市長の求めに応じ、法対象条例公聴会に出席し、見解を述べなければならない。
- 4 市長は、法対象条例公聴会の終了後、当該法対象条例公聴会の記録を作成するものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、法対象条例公聴会の開催方法等について必要な事項は、規則で定める。

（法対象条例審査書の作成等）

第61条 市長は、法対象条例準備書について環境の保全の見地から審査し、法対象条例環境影響評価審査書（以下「法対象条例審査書」という。）を作成するものとする。

- 2 市長は、法対象条例審査書を作成しようとするときは、第58条第1項の意見書、第59条第1項の法対象条例見解書及び前条の法対象条例公聴会における意見について考慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、前項の規定により川崎市環境影響評価審議会の意見を聴こうとするときは、法対象条例準備書その他の規則で定めるものを提出するものとする。

は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業の名称
- (3) 法対象条例見解書の要旨
- (4) 法対象条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

（法対象条例公聴会の開催方法等）

第60条 第20条、第21条及び第23条から第28条までの規定は、条例第60条第1項の法対象条例公聴会について準用する。この場合において、第20条中「条例第23条第1項」とあるのは「条例第60条第1項」と、同条第2号中「指定開発行為」とあるのは「法対象事業」と、第21条中「条例第23条第2項」とあるのは「条例第60条第2項」と、同条第1号中「指定開発行為」とあるのは「法対象事業」と、第23条第1項中「条例第23条第1項」とあるのは「条例第60条第1項」と読み替えるものとする。

（法対象条例準備書に関する環境影響評価審議会への提出書類）

第61条 条例第61条第3項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 法対象条例準備書
- (2) 第57条第4項各号に掲げる事項を記載した書類
- (3) 法対象条例見解書
- (4) 条例第60条第4項の法対象条例公聴会の記録
- (5) その他市長が必要と認める書類

（法対象条例審査書の作成期間）

第62条 条例第61条第4項の規則で定める期間は、6箇月とする。

- 2 市長は、条例第56条又は条例第59条第2項

4 市長は、第 59 条第 2 項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して規則で定める期間内に、法対象条例審査書を作成するよう努めるものとする。ただし、第 58 条第 1 項の意見書の提出がなかった場合においては、第 56 条の縦覧期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(法対象条例審査書の公告等)

第 62 条 市長は、法対象条例審査書を作成したときは、当該法対象条例審査書を法対象事業者に送付するとともに、これを公告するものとする。

2 法対象事業者は、前項の規定により送付を受けた法対象条例審査書を遵守しなければならない。

(法対象条例評価書の作成等)

第 63 条 法対象事業者は、法対象条例審査書の送付を受けたときは、当該法対象条例審査書の内容に基づき法対象条例準備書の記載事項について検討を加え、次に掲げる事項について記載した法対象条例環境影響評価書（以下「法対象条例評価書」という。）及びその電磁的記録を作成し、速やかに、市長に提出しなければならない。

(1) 第 55 条各号に掲げる事項。ただし、法対象条例審査書に基づく変更又は第 47 条第 2 項、第 65 条第 1 項若しくは第 67 条第 1 項の規定による届出があった場合においては、これらの変更又は届出後の事項とする。

(2) 法対象条例審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての法対象事業者の見解

(3) その他規則で定める事項

(法対象条例評価書の公告及び縦覧等)

第 64 条 市長は、法対象条例評価書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して 30 日間、当該法対象条例評価書の写しを縦覧に供するとともに、当該法対象条例評価書をインターネットの利用により公表するものとする。

(法対象条例方法書等の変更)

第 65 条 法対象事業者は、第 47 条第 1 項の規定による届出後、法対象事業が完了するまでの間に、法対象条例方法書、法対象条例準備書又は法対象条例評価書に記載された事項について変更（法対象条例方法審査書若しくは法対象条例審査書に基づく内容の変更又は法対象条例評価

の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 6 箇月以内に法対象条例審査書を作成できないと見込まれるときは、その期限の日より前にその旨を法対象事業者に通知するものとする。

(法対象条例評価書の記載事項)

第 63 条 条例第 63 条第 3 号の規則で定める事項は、法対象条例審査書を踏まえた環境影響評価の結果とする。

(法対象条例評価書の公告事項)

第 64 条 条例第 64 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業の名称及び種類
- (3) 法対象事業を実施する区域
- (4) 法対象事業の目的及び内容
- (5) 法対象事業の施行期間
- (6) 法対象条例評価書の要旨
- (7) 法対象条例評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(法対象条例方法書等の変更)

第 65 条 条例第 65 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、法対象事業・法対象条例方法書等・法対象事後調査実施計画変更届を市長に提出しなければならない。

2 環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号）第 13 条第 2 項各号に掲げる修正は、条例第

書に記載された事後調査の実施計画（以下「法対象事後調査実施計画」という。）のみに係る変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その変更事項等について市長に届け出なければならない。ただし、法第30条第1項第2号に該当することとなった旨を市長に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する変更後の事業が法対象事業に該当するときはこの条例に基づく法対象事業に係る手続を再度行うものとし、当該事業（法第30条第1項第2号に該当することとなった旨を市長に通知した事業を含む。）が指定開発行為に該当するときは指定開発行為の区分に応じて必要とされるこの条例に基づく手続を行わなければならない。ただし、変更の内容が軽微なものである場合その他の場合であって、市長が環境の保全の見地から必要がないと認めるときは、その手続の全部又は一部を行わないことができる。

3 市長は、前項ただし書の場合において、必要があると認めるときは、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。

（法対象事業の廃止等の届出）

第66条 法対象事業者が法第30条第1項の規定により同項第1号又は同項第2号に係る通知を市長にしたときは、当該法対象事業者に係る第47条第1項の規定による届出は、取り下げられたものとみなす。

（法対象事業者の変更の届出）

第67条 第47条第1項の規定による届出後、相続、合併その他の理由により法対象事業者に変更があったときは、変更後の法対象事業者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があった場合において、変更前の法対象事業者が行った手続等は変更後の法対象事業者が行ったものと、変更前の法対象事業者について行われた手続等は変更後の法対象事業者について行われたものとみなす。

3 第1項の規定による届出があったときは、第47条第2項の規定は適用しない。

（法対象事業の着手の制限）

第68条 法対象事業者は、第64条の規定による法対象条例評価書の公告の日以後でなければ、当該公告に係る法対象事業に着手してはならない。

（法対象事業の着手等の届出）

第69条 法対象事業者は、法対象事業に着手する

65条第2項ただし書の変更の内容が軽微なものである場合に該当する修正とする。

（法対象事業者の変更の届出）

第66条 条例第67条第1項の規定による届出をしようとする者は、法対象事業者変更届（第20号様式）を市長に提出しなければならない。

（法対象事業の着手等の届出）

第67条 条例第69条の規定による法対象事業の

とき、及び当該法対象事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(手続の再実施)

第 70 条 市長は、第 64 条の規定による法対象条例評価書の公告後、当該公告に係る法対象事業に着手するまでの間に、規則で定める期間が経過した場合で、当該法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の状況に著しい変化があり、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、法対象事業者に対し、この条例に基づく環境影響評価の手続の全部又は一部の再実施を求めることができる。

2 前項の規定は、第 53 条の規定による法対象条例方法審査書の公告後、法対象条例準備書が提出されるまでの間に、又は第 62 条第 1 項の規定による法対象条例審査書の公告後、法対象条例評価書が提出されるまでの間に、規則で定める期間が経過した場合について準用する。

第 3 節 法対象事業に係る事後調査の実施等

(法対象事業に係る事後調査の実施等)

第 71 条 法対象事業者（法対象事業者であった者で法対象事業を完了したもの又はこの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき市長が適当と認めた者を含む。以下「法対象事後調査実施者」という。）は、法対象事後調査実施計画に基づく事後調査並びに法第 21 条第 2 項の評価書に記載された法第 14 条第 1 項第 7 号ロに掲げる措置（回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして法第 38 条の 2 第 1 項に規定する環境省令で定めるものに限る。）及び同号ハに掲げる措置を行い、その結果及び規則で定める事項について記載した報告書（以下「法対象事後調査報告書」という。）並びにその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。

2 第 35 条から第 39 条までの規定は、法対象事業に係る事後調査について準用する。この場合において、「事後調査報告書」とあるのは「法対象事後調査報告書」と、「条例評価書」とあるのは「法対象条例評価書又は法第 21 条第 2 項の評価書」と、「指定開発行為」とあるのは「法対象事業」と、「事後調査実施者」とあるのは「法対象事後調査実施者」と、「事後調査実施計画」とあるのは「法対象事後調査実施計画」と読み替えるものとする。

着手の届出をしようとする者は、法対象事業着手届（第 21 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 69 条の規定による法対象事業の完了の届出をしようとする者は、法対象事業完了届（第 22 号様式）を市長に提出しなければならない。

(手続の再実施を求めることができる経過期間)

第 68 条 条例第 70 条第 1 項の規則で定める期間は、5 年とする。

2 条例第 70 条第 2 項の規則で定める期間は、3 年とする。

第 3 節 法対象事業に係る事後調査

(法対象事業に係る事後調査)

第 69 条 条例第 71 条第 1 項の規定により、法対象事業を完了した者に代わって事後調査を行う旨を申し出ようとする者は、法対象事後調査実施代行申出書（第 23 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 71 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法対象事後調査実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 法対象事業の名称及び種類

(3) 環境影響評価の結果との検証結果

(4) 事後調査の結果に基づいて対策を講じた場合は、その内容

(5) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

3 第 39 条から第 42 条までの規定は、法対象事業に係る事後調査について準用する。この場合において、第 39 条の見出し中「事後調査報告書」とあるのは「法対象事後調査報告書」と、同条中「条例第 35 条」とあるのは「条例第 71 条第 2 項において準用する条例第 35 条」と、同条第 1 号中「事後調査実施者」とあるのは「法対象事後調査実施者」と、同条第 2 号中「指定開発

第5章 指定開発行為等に該当しない事業
に対する措置等

(指定開発行為等に該当しない事業に対する指
導)

- 第72条 市長は、別表に掲げる事業の種類に該当する2以上の事業が、個別には指定開発行為又は法対象事業のいずれにも該当しないと認められるものの、当該事業を実施する区域及び実施時期が近接していること等、それらの事業の実施による複合的な環境影響が総体として指定開発行為と同等以上になるおそれがあるものとして規則で定める条件に該当する事業（以下「複合開発事業」という。）を行う事業者に対し、第3種行為に係る手続に準じて、環境影響評価等を行うよう指導することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指導をする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。

行為」とあるのは「法対象事業」と、同条第3号及び第4号中「事後調査報告書」とあるのは「法対象事後調査報告書」と、第40条の見出し中「事後調査報告書」とあるのは「法対象事後調査報告書」と、同条中「条例第36条」とあるのは「条例第71条第2項において準用する条例第36条」と、同条第2号中「指定開発行為」とあるのは「法対象事業」と、同条第3号中「事後調査報告書」とあるのは「法対象事後調査報告書」と、第41条第1項中「条例第38条第3項」とあるのは「条例第71条第2項において準用する条例第38条第3項」と、同項第1号中「事後調査実施者」とあるのは「法対象事後調査実施者」と、同項第2号及び第3号中「指定開発行為」とあるのは「法対象事業」と、同条第2項中「条例第38条第3項」とあるのは「条例第71条第2項において準用する条例第38条第3項」と、第42条の見出し中「事後調査実施計画」とあるのは「法対象事後調査実施計画」と、同条第1項中「条例第39条」とあるのは「条例第71条第2項において準用する条例第39条」と、同項第1号中「事後調査実施者」とあるのは「法対象事後調査実施者」と、同項第2号中「指定開発行為」とあるのは「法対象事業」と、同条第2項中「条例第39条」とあるのは「条例第71条第2項において準用する条例第39条」と、「指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届」とあるのは「法対象事業・法対象条例方法書等・法対象事後調査実施計画変更届」と読み替えるものとする。

第5章 指定開発行為等に該当しない事業

(複合開発事業の条件)

- 第70条 条例第72条第1項の規則で定める条件は、次に掲げる事項の全てに該当し、かつ、市長が第3種行為に係る手続に準じた環境影響評価等を行う必要があると認めることとする。
- (1) それぞれの事業を実施する区域が近接し、又は隣接していること。
 - (2) 一の事業の着手予定日から2年以内に他の事業の着手が計画されていること。
 - (3) それぞれの事業の種類が同一であること。ただし、事業の種類が異なるそれぞれの事業について環境影響評価を行うこととした場合に環境影響評価項目の多くが共通すると市長が認めるときは、この限りでない。
 - (4) それぞれの事業の種類が同一である場合にあってはそれらの事業を併せて一の事業とみなしたときに当該一の事業が指定開発行為に該当し、それぞれの事業の種類が異なる場合にあってはそれらの事業の実施による複合

<p>(勧告及び事実の公表)</p> <p>第73条 市長は、前条第1項の規定による指導に従わない事業者に対し、その理由等について意見を求めるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の事業者の意見がなかったとき、又はその意見に正当な理由がないと認めるときは、当該事業者に対し、前条の規定による指導に従うよう勧告することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1) 事業者の氏名 (2) 第1項の事業者の意見 (3) その他規則で定める事項</p> <p>(自主的な環境影響評価等)</p> <p>第74条 指定開発行為、法対象事業又は複合開発事業のいずれにも該当しない事業を実施しようとする者は、当該事業の実施に際し、あらかじめ、この条例に準じた環境影響評価等を行うことを市長に申し出ることができる。この場合において、市長は、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。</p> <p>第6章 環境影響評価審議会 (環境影響評価審議会)</p> <p>第75条 この条例に定める環境影響評価に係る手続等を適正かつ円滑に推進するため、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、この条例の規定により市長が意見を聴くものとされている事項及び環境影響評価制度に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。</p> <p>3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する。</p>	<p>的な環境影響が総体として指定開発行為と同等以上になるものとして別に定める要件に該当すること。</p> <p>2 同一の事業者がそれぞれの事業を実施する場合における条例第72条第1項の規則で定める条件は、前項の規定にかかわらず、同項第1号、第3号及び第4号に掲げる事項に該当し、かつ、市長が第3種行為に係る手続に準じた環境影響評価等を行う必要があると認めることとする。この場合において、一の事業の着手予定日から2年を超えて他の事業の着手が計画されているときは、市長は、同条第2項の規定により川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(勧告に従わない事実の公表)</p> <p>第71条 条例第73条第3項の規定による公表は、公告その他市長が必要と認める方法により行うものとする。</p> <p>2 条例第73条第3項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 法人にあっては、事業者の名称及びその代表者の氏名 (2) 事業者の住所 (3) 事業を実施する区域 (4) 勧告した理由</p> <p>(自主的な環境影響評価等の申出)</p> <p>第72条 条例第74条の規定により条例に準じた環境影響評価等を行うことを申し出ようとする者は、自主的環境影響評価実施申出書(第25号様式)を市長に提出するものとする。</p> <p>第6章 環境影響評価審議会 (会長及び副会長)</p> <p>第73条 川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第74条 審議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、</p>
--	--

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。臨時委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(関係地方公共団体の長との協議等)

- 第76条 市長は、環境配慮計画書関係地域、条例方法書関係地域（法対象条例方法書関係地域を含む。）又は条例準備書関係地域（法対象条例準備書関係地域を含む。）に他の地方公共団体の区域が含まれる場合その他必要があると認める場合には、関係地方公共団体の長と協議し、必要

会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門調査員)

- 第75条 市長は、審議会に専門の事項を調査させる必要があるときは、専門調査員若干人を置くことができる。

- 2 専門調査員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(専門部会)

- 第76条 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が審議会に諮って指名する。

- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選により定める。

- 4 部会長は、当該専門部会の事務を掌理し、審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

- 5 専門部会の会議については、第74条の規定を準用する。

(関係者の出席)

- 第77条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

- 第78条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

- 第79条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

- 第80条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第7章 雑則

な措置を講ずるものとする。

(実地調査への協力要請)

第77条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他人の所有し、又は占有する土地において実地調査を行う必要があるときは、当該土地への立入りについてその所有者又は占有者に協力を求めることができる。

(勧告及び違反事実の公表)

第78条 市長は、指定開発行為者又は法対象事業者がこの条例の規定に違反して手続を行わない場合（次章の規定の適用を受けるときを除く。）は、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨その他規則で定める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、第1項の規定による勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるものとする。

(適用除外)

第79条 この条例の規定は、災害の復旧又は防止のために実施する事業で規則で定めるものについては、適用しない。

(違反事実の公表)

第81条 条例第78条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 指定開発行為又は法対象事業の名称

(3) 指定開発行為又は法対象事業を実施する区域

(4) 条例第78条第3項の勧告を受けた者の意見

(5) 勧告した理由

2 条例第78条第2項の規定による公表は、公告その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(適用除外)

第82条 条例第79条の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同法第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

(3) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同法第3号に規定する事業

(4) その他災害の復旧又は防止のために緊急に実施する必要があると市長が認める事業

(提出書類の提出部数)

第83条 条例の規定により環境配慮計画策定者、指定開発行為者及び法対象事業者が市長に提出する書類のうち次に掲げるものは、当該書類の種類ごとに正本及びその写しとし、それらの提出部数は正本1部及びその写し100部とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、提出部数を増加し、又は減じることができる。

(1) 環境配慮計画書

(2) 環境配慮計画見解書

(3) 条例方法書

(4) 条例準備書及び要約書

<p>(委任) 第 80 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第 8 章 罰則</p> <p>第 81 条 第 9 条第 1 項又は第 47 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000 円以下の罰金に処する。</p> <p>第 82 条 第 31 条又は第 68 条の規定に違反した者は、50,000 円以下の罰金に処する。</p> <p>第 83 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>附 則 (抄) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第 6 項の規定は、公布の日から施行する。(平成 12 年 9 月 5 日規則第 105 号で平成 12 年 12 月 1 日から施行) (川崎市環境影響評価に関する条例の廃止)</p> <p>2 川崎市環境影響評価に関する条例(昭和 51 年川崎市条例第 41 号)は、廃止する。 (経過措置)</p> <p>3 この条例の施行前に、この条例の規定に準じて策定された地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針については、第 6 条第 1 項に規定する地域環境管理計画及び第 7 条第 1 項に規定する環境影響評価等技術指針とみなす。</p> <p>4 この条例の施行の際現に附則第 2 項の規定による廃止前の川崎市環境影響評価に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により行われている指定開発行為及び法対象事業に係る手続については、なお従前の例による。</p> <p>5 前項の場合において、第 75 条に規定する川崎市環境影響評価審議会は、旧条例第 21 条に規定する川崎市環境影響評価審議会とみなす。</p> <p>6 この条例の公布の際現に在任する附則第 2 項に規定する川崎市環境影響評価に関する条例の規定に基づき委嘱され、又は任命された川崎市環境影響評価審議会の委員の任期は、この条例</p>	<p>(5) 条例見解書 (6) 条例評価書 (7) 事後調査報告書 (8) 法対象条例方法書 (9) 法対象条例準備書及び要約書 (10) 法対象条例見解書 (11) 法対象条例評価書 (12) 法対象事後調査報告書</p> <p>(委任) 第 84 条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。 (川崎市環境影響評価に関する条例施行規則及び川崎市環境影響評価審議会規則の廃止)</p> <p>2 川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(昭和 52 年川崎市規則第 66 号)及び川崎市環境影響評価審議会規則(昭和 51 年川崎市規則第 113 号)は、廃止する。</p> <p>附 則(平成 12 年 12 月 1 日規則第 128 号抄) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 12 年 12 月 20 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 35 号) この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 17 年 9 月 29 日規則第 101 号) この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 11 の項の改正規定(「同条第 6 号」を「同条第 7 号」に、「同条第 7 号」を「同条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成 20 年 12 月 1 日規則第 117 号) この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。</p>
--	---

の施行の日の前日までとする。

- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 12 月 16 日条例第 36 号）
この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 14 日条例第 58 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
（計画段階における環境配慮計画書に関する手続に関する経過措置）
- 2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第 8 条から第 8 条の 10 までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 9 条第 1 項又は第 47 条第 1 項の規定により届出をする事業について適用する。
（電磁的記録の作成又はインターネットの利用による公表に関する経過措置）
- 3 新条例第 10 条若しくは第 11 条、第 18 条第 1 項若しくは第 19 条、第 22 条、第 26 条若しくは第 27 条、第 34 条第 1 項若しくは第 35 条（第 71 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 48 条若しくは第 49 条、第 55 条若しくは第 56 条、第 59 条、第 63 条若しくは第 64 条又は第 71 条第 1 項の規定は、施行日以後に提出する新条例第 10 条に規定する条例方法書、新条例第 18 条第 1 項に規定する条例準備書（以下「条例準備書」という。）、新条例第 22 条第 1 項に規定する条例見解書（以下「条例見解書」という。）、新条例第 26 条に規定する条例評価書、新条例第 34 条第 1 項に規定する事後調査報告書、新条例第 48 条に規定する法対象条例方法書（以下「法対象条例方法書」という。）、新条例第 55 条に規定する法対象条例準備書（以下「法対象条例準備書」という。）、新条例第 59 条第 1 項に規定する法対象条例見解書（以下「法対象条例見解書」という。）、新条例第 63 条に規定する法対象条例評価書又は新条例第 71 条第 1 項に規定する法対象事後調査報告書について適用する。
- 4 新条例第 43 条の規定は、施行日以後に環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 19 条の規定により送付する準備書についての意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類について適用する。
（説明会の開催に関する経過措置）
- 5 新条例第 20 条、第 50 条又は第 57 条の規定は、施行日以後に提出する条例準備書、法対象条例方法書又は法対象条例準備書について適用する。
（公聴会開催の手続に関する経過措置）
- 6 新条例第 23 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 60 条第 1 項の規定は、施行日以後に提出する条例

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 20 号）
この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 19 日規則第 11 号）
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日規則第 91 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の規則（以下「新規則」という。）別表第 1 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定による届出をする事業について適用する。
- 3 新規則第 4 号様式若しくは第 5 号様式、第 16 号様式若しくは第 16 号様式の 2 又は第 17 号様式若しくは第 18 号様式の規定は、施行日以後に提出する条例第 18 条第 1 項に規定する条例準備書、条例第 48 条に規定する法対象条例方法書又は条例第 55 条に規定する法対象条例準備書について適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 33 号）
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 20 号）
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

見解書又は法対象条例見解書について適用する。

別表（第2条、第72条関係）

- 1 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- 2 埋立て
- 3 高層建築物の新設
- 4 住宅団地の新設
- 5 工場又は事業所の新設
- 6 電気工作物の新設
- 7 廃棄物処理施設の新設
- 8 浄水施設の新設
- 9 下水道終末処理場の新設
- 10 鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良
- 11 道路の新設又は車線の増設
- 12 防波堤の新設
- 13 商業施設の新設
- 14 研究施設の新設
- 15 前各号に掲げるもののほか、これらに準じるものとして規則で定める事業

【川崎市環境影響評価に関する条例施行規則】

別表第1(第3条関係)

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下単に「開発行為」という。)	(1) 開発行為(区画のみの変更を行う開発行為を除く。)であって、開発区域(都市計画法第4条第13項の開発区域をいう。以下同じ。)の面積が1ヘクタール以上のもの	開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	開発区域の面積が5ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの又は開発区域の面積が5ヘクタール未満で、かつ、開発区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル以上のもの	開発区域の面積が5ヘクタール未満で、かつ、開発区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル未満のもの
	(2) 区画のみの変更を行う開発行為であって、開発区域の面積が20ヘクタール(臨港地区(都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区をいう。以下同じ。)のみにおいて行われるものにあつては、30ヘクタール)以上のもの			全事業
2 埋立て	(1) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立てであつて、埋立てに係る区域の面積(以下「埋立面積」という。)が15ヘクタール以上のもの	全事業		
	(2) 公有水面の埋立て以外の埋立て(1.5メートル以上の高さの盛土を行うことをいう。)であつて、埋立面積が1ヘクタール以上のもの(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域において行われるものを除く。)	埋立面積が10ヘクタール以上のもの	埋立面積が5ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの又は埋立面積が5ヘクタール未満で、かつ、埋立区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル以上若しくは盛土の法面の高さが15メートルを超えるもの	埋立面積が5ヘクタール未満で、かつ、埋立区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル未満のもの又は盛土の法面の高さが15メートル以下のもの
3 高層建築物の新設	建築物(建築基準法第2条第1号の建築物をいう。以下同じ。)の新設であつて、建築物の高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の建築物の高さをいう。以下同じ。)が80メートル以上のもの	建築物の高さが100メートル以上で、かつ、延べ面積(建築基準法施行令第2条第1項第4号(ただし、同号ただし書の規定は適用しない。)の延べ面積をいう。以下同じ。)が50,000平方メートル以上のもの	第1種行為に該当しないもの	
4 住宅団地の新設	住宅団地(一団の土地に集団的に建設される住宅及びその附帯施設の総体をいう。以下同じ。)の新設であつて、事業に係る区域(以下「事業区域」	事業区域の面積が10ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が100,000平	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	事業区域の面積が5ヘクタール未満で、か

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
	という。)の面積が1ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が20,000平方メートル(都市計画法第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域(以下「住居専用地域等」という。)において行われるものにあつては12,000平方メートル、住居専用地域等とそれ以外の地域にまたがって行われるものにあつてはこの表の備考に定める建築物の延べ面積)以上のもの	方メートル以上のもの		つ、建築物の延べ面積が50,000平方メートル未満のもの
5 工場又は事業所の新設	製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業及び熱供給業に係る工場又は事業所の新設であつて、敷地面積が9,000平方メートル以上又は建築面積(建築基準法施行令第2条第1項第2号の建築面積をいう。以下同じ。)の合計が3,000平方メートル以上のもの	敷地面積が3ヘクタール以上で、かつ、建築面積の合計が10,000平方メートル以上のもの、工場若しくは事業所からの排水水(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第6項の排水水をいう。)の量(間接冷却水を除く1日当たりの平均の量をいう。以下「排水量」という。)が1,000立方メートル以上であるもの又は川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)第17条第2項第8号の指定施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考に定めるところにより重油の量に換算した量(以下「燃料使用量」という。)が1時間当たり4キロリットル以上のもの	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域のみにおいて行われるもので、第1種行為に該当しないもの
6 電気工作物の新設	電気工作物のうち発電の用に供するものの新設であつて、当該電気工作物の出力が50,000キロワット以上のもの	電気工作物の出力が100,000キロワット以上のもの	電気工作物の出力が100,000キロワット未満のもの	
7 廃棄物処理施設の新設	廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)	廃棄物処理施設の1日の処理能力が200トン以上のもの	廃棄物処理施設の1日の処理能力が200トン未満のもの	

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
	の新設であって、敷地面積が9,000平方メートル以上若しくは建築面積の合計が3,000平方メートル以上のもの又は焼却施設の1日の処理能力が100トン以上のもの			
8 浄水施設の新設	水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項の水道施設である浄水施設の新設	敷地面積が10ヘクタール以上のもの	敷地面積が10ヘクタール未満のもの	
9 下水道終末処理場の新設	下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号の終末処理場の新設	敷地面積が10ヘクタール以上のもの	敷地面積が10ヘクタール未満のもの	
10 鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良	(1) 鉄道又は軌道の新設(新たに起点又は終点を設定して鉄道又は軌道を建設するものをいう。)	新設する鉄道又は軌道の長さが5キロメートル以上のもの	新設する鉄道又は軌道の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	新設する鉄道又は軌道の長さが1キロメートル未満のもの
	(2) 線路の改良(新たに起点及び終点を設定することなく線路を設置するものをいう。)	改良に係る部分の長さが5キロメートル以上のもの	改良に係る部分の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	改良に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの
11 道路の新設又は車線の増設	(1) 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路又は道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定を行おうとする道路の新設(新たに起点又は終点を設定してこれらの道路を建設するものをいう。)	全事業		
	(2) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項の高速自動車国道、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路又は道路法第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定を行おうとする道路若しくは指定が行われた道路(以下これらを「高速自動車国道等」という。))における車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第5号の車線のうち、同条第7号の登坂車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除いた車線をいう。以下同じ。)の増設(新たに起点又は終点を設定することなくこれらの道路における車線を設置するものをいう。)((3)に該当するものを除く。)	増設に係る部分の長さが1キロメートル以上のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの	

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
	(3) 高速自動車国道等と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道等の施設(以下「インターチェンジ」という。)を設けるもの	インターチェンジの総延長が1キロメートル以上のもの	インターチェンジの総延長が1キロメートル未満のもの	
	(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号の道路(高速自動車国道等を除く。以下「一般道路」という。)の新設(新たに起点又は終点を設定して一般道路を建設するものをいう。)であって、当該道路の車線の数4以上のもの	新設する道路の長さが5キロメートル以上のもの	新設する道路の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	新設する道路の長さが1キロメートル未満のもの
	(5) 一般道路における車線の増設(新たに起点又は終点を設定することなく一般道路における車線を設置するものをいう。)であって、増設後の車線の数4以上のもの	増設に係る部分の長さが5キロメートル以上のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの
12 防波堤の新設	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第2号の外郭施設である防波堤の新設	防波堤の長さが1キロメートル以上のもの	防波堤の長さが1キロメートル未満のもの	
13 商業施設の新設	商業施設(主として小売業又は飲食店業の業務を行う者の事業の用に供される施設をいう。)の新設であって、敷地面積が1ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が20,000平方メートル以上のもの	敷地面積が10ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が100,000平方メートル以上のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるものを除く。	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	敷地面積が5ヘクタール未満で、かつ、建築物の延べ面積が50,000平方メートル(臨港地区のみにおいて行われるものにあつては、150,000平方メートル)未満のもの
14 研究施設の新設	研究施設(科学技術(主として人文科学のみに係るものを除く。))に関する研究、試験又は検査を行う施設)の新設であって、敷地面積が3ヘクタール以上のもの	住居専用地域等又は都市計画法第8条第1項第1号の第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域のみにおいて行われるもの	第1種行為に該当しないもの	
15 大規模建築物の新設	建築物の新設であって、延べ面積が50,000平方メートル(臨港地区のみにおいて行われるものにあつては、150,000平方メートル)以上のもの	延べ面積が100,000平方メートル以上のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるものを除く。	延べ面積が50,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるものにあつては、全事業	

備考

- 1 2以上の事業の種類に該当する事業が2以上の事業の種類において指定開発行為に該当する場合であって、それぞれの事業の種類における条例第2条第2号に掲げる指定開発行為の区分が異なるときは、第1種行為に該当するものが含まれる場合にあつては第1種行為の手続を、それ以外の場合にあつては第2種行為の手続を行わなければならない。
- 2 この表において「新設」とは、次に掲げるものを含む。
 - (1) 3の項、4の項、5の項、6の項、7の項、8の項、9の項、12の項、13の項及び15の項に掲げる事業の種類に該当する事業にあつては、既存の施設を除却して新たに施設を建設し、又は設置するもの(3の項、4の項、6の項及び12の項に掲げる事業の種類に該当する事業を除き、建築面積の80パーセント以上に相当する部分を改築するものを含む。)。この場合において、施設の建設が指定開発行為に該当する場合で、建設し、又は設置する施設が既存の施設と同規模以下であるときは、この表の規定にかかわらず第3種行為とする。
 - (2) 5の項、7の項、13の項及び15の項に掲げる事業の種類に該当する事業にあつては、既存の施設を増設するもの
- 3 5の項、7の項、13の項及び14の項に掲げる事業の種類に該当する事業で、新たに用地を取得せず同一敷地内に施設を新設するものにあつては、当該事業に係る指定開発行為の要件のうち、敷地面積に関する要件は適用しない。
- 4 4の項の住居専用地域等とそれ以外の地域にまたがって事業が行われる場合の備考に定める建築物の延べ面積は、住居専用地域等以外の部分の面積が事業区域の面積に占める割合に応じ、次の表に定める建築物の延べ面積とする。

住居専用地域等以外の部分の面積が事業区域の面積に占める割合	建築物の延べ面積
10パーセント未満	12,000 平方メートル
10パーセント以上 20パーセント未満	13,600 平方メートル
20パーセント以上 30パーセント未満	15,200 平方メートル
30パーセント以上 40パーセント未満	16,800 平方メートル
40パーセント以上 50パーセント未満	18,400 平方メートル
50パーセント以上	20,000 平方メートル

- 5 原料及び燃料の量は、発熱量 39,558.1725 キロジュールに相当する量を重油 1 リットルと換算する。

別表第2(第33条関係)

指定開発行為の区分	事業の諸元	変更の要件
1 別表第1の1の項に該当する指定開発行為	開発区域の面積	開発区域の面積が10パーセント以上増加しないこと。
2 別表第1の2の項に該当する指定開発行為	埋立面積	埋立面積が10パーセント以上増加しないこと。
3 別表第1の3の項に該当する指定開発行為	建築物の高さ	建築物の高さが10パーセント以上増加しないこと。
	延べ面積	延べ面積が10パーセント以上増加しないこと。
4 別表第1の4の項に該当する指定開発行為	事業区域の面積	事業区域の面積が10パーセント以上増加しないこと。
	延べ面積	延べ面積が10パーセント以上増加しないこと。
5 別表第1の5の項に該当する指定開発行為	敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。
	建築面積	建築面積が10パーセント以上増加しないこと。
	排水量	排水量が10パーセント以上増加しないこと。
	燃料使用量	燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
6 別表第1の6の項に該当する指定開発行為	電気工作物の出力	電気工作物の出力が10パーセント以上増加しないこと。
7 別表第1の7の項に該当する指定開発行為	敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。
	建築面積	建築面積が10パーセント以上増加しないこと。
	廃棄物処理施設の1日の処理能力	廃棄物処理施設の処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
8 別表第1の8の項に該当する指定開発行為	敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。
9 別表第1の9の項に該当する指定開発行為	敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。
10 別表第1の10の項に該当する指定開発行為	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
11 別表第1の11の項に該当する指定開発行為	道路の長さ	長さが10パーセント以上増加しないこと。
12 別表第1の12の項に該当する指定開発行為	防波堤の長さ	防波堤の長さが10パーセント以上増加しないこと。
13 別表第1の13の項に該当する指定開発行為	敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。
	延べ面積	延べ面積が10パーセント以上増加しないこと。
14 別表第1の14の項に該当する指定開発行為	敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。
15 別表第1の15の項に該当する指定開発行為	延べ面積	延べ面積が10パーセント以上増加しないこと。

様式目次

様式番号	名称	関係条文
1	環境配慮計画書の説明会の開催届	第8条3第1項
1の2	環境配慮計画書の説明会の開催結果報告書	第8条3第2項
1の3	事業計画廃止届	第8条8第1項
1の4	環境配慮計画策定者変更届	第8条9第1項
1の5	指定開発行為実施届	第9条第1項
2	指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届	第9条第2項 第28条第1項 第39条
3	条例方法書周知届	第12条
4	条例準備書の説明会の開催届	第20条第1項
5	条例準備書の説明会の開催結果報告書	第20条第2項
7	指定開発行為廃止届	第29条第1項
8	指定開発行為者変更届	第30条第1項
9	指定開発行為着手届	第32条
10	指定開発行為完了届	第32条
11	事後調査実施代行申出書	第34条第1項 又は第2項
13	指定開発行為の併合届	第40条
14	法対象事業実施届	第47条第1項
15	法対象事業・法対象条例方法書等・法対象事後調査実施計画変更届	第47条第2項 第65条第1項 第71条第2項
16	法対象条例方法書の説明会の開催届	第50条第1項
16の2	法対象条例方法書の説明会の開催結果報告書	第50条第2項
17	法対象条例準備書の説明会の開催届	第57条第1項
18	法対象条例準備書の説明会の開催結果報告書	第57条第2項
20	法対象事業者変更届	第67条第1項
21	法対象事業着手届	第69条
22	法対象事業完了届	第69条
23	法対象事後調査実施代行申出書	第71条第1項
25	自主的環境影響評価実施申出書	第74条

※条例改正により、第6号及び第12号様式は第2号様式に、第19号及び第24号様式は第15号様式に統合されました。

第 1 号様式の 4

<p>環境配慮計画策定者変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 川崎市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 (変更後の 住所 環境配慮計画策定者) 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 8 条の 9 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
1	事業計画の名称	
2	変更年月日	
3	変更前の環境配慮 計画策定者	
4	変更する理由	
5	そ の 他	
※整理番号		※備考
※受理年月日		

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 変更前の環境配慮計画策定者の欄には、当該環境配慮計画策定者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記入してください。

第2号様式

指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div>			
(宛先) 川崎市長 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 届出者 (指定開発行為者 住所 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> 又は事後調査実施者) 氏名 印 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 電話番号 (法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名) </div>			
川崎市環境影響評価に関する条例 (第9条第2項・第28条第1項・第39条) の規定により、次のとおり届け出ます。			
1	届出の区分	<input type="checkbox"/> 指定開発行為の変更 <input type="checkbox"/> 条例方法書等の変更 <input type="checkbox"/> 事後調査実施計画の変更	
2	指定開発行為の名称		
3	指定開発行為の種類		
4	変更する内容	変 更 前	変 更 後
5	変更する理由		
6	そ の 他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 2 届出の区分の欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第 3 号様式

条例方法書周知届

年 月 日

(あて先)川崎市長

届出者(指定開発行為者)住所

氏名 印

電話番号

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市環境影響評価に関する条例第 1 2 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	指定開発行為の名称	
2	周知のための方法	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 個別説明 <input type="checkbox"/> 印刷物の配布 <input type="checkbox"/> 掲示板への掲示 <input type="checkbox"/> 新聞広告 <input type="checkbox"/> その他 ()
3	周知を図る範囲	
4	周知を図る期間	
5	その他	
※整理番号		※備考
※受理年月日		

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 2 周知のための方法の欄には、該当する□にレを記入してください。

第4号様式

<p>条例準備書の説明会の開催届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 川崎市長</p> <p style="text-align: center;">届出者(指定開発行為者) 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>			
1	指定開発行為の名称		
2	説明会の概要	開催日時	
		開催場所	
		説明者	
3	説明会開催の周知	周知方法	
		周知年月日	
		周知範囲	
4	その他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 2 配布を予定している書類を添付してください。

第 8 号様式

指定開発行為者変更届

年 月 日

(あて先)川崎市長

届出者(変更後の指定開発行為者)住所

氏名 印

電話番号

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市環境影響評価に関する条例第 30 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	指定開発行為の名称	
2	変 更 年 月 日	
3	変 更 前 の 指 定 開 発 行 為 者	
4	変 更 す る 理 由	
5	そ の 他	
※整理番号		※備考
※受理年月日		

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 変更前の指定開発行為者の欄には、変更前の指定開発行為者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を記入してください。

第 9 号様式

指定開発行為着手届

年 月 日

(あて先)川崎市長

届出者(指定開発行為者)住所

氏名 印

電話番号

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市環境影響評価に関する条例第 3 2 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	指定開発行為の名称	
2	着手年月日	
3	完了予定年月日	
4	工事施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
5	その他	
※整理番号		※備考
※受理年月日		

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第 1 0 号様式

指定開発行為完了届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div>			
(あて先)川崎市長 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 届出者(指定開発行為者)住所 氏名 印 電話番号 (法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名) </div>			
川崎市環境影響評価に関する条例第 3 2 条の規定により、次のとおり届け出ます。			
1	指定開発行為の名称		
2	完 了 年 月 日		
3	供用開始予定年月日		
4	工事施行者の氏名又は 名称及び住所並び に法人にあつては、 その代表者の氏名		
5	そ の 他		
※整理番号		※ 備考	
※受理年月日		※ 備考	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第 1 1 号様式

事後調査実施代行申出書			
年 月 日			
(あて先)川崎市長			
申出人 住所			
氏名 印			
電話番号			
(法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)			
川崎市環境影響評価に関する条例第 3 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により、次のとおり申し出ます。			
1	指 定 開 発 行 為 の 名 称		
2	指 定 開 発 行 為 者		
3	代 行 す る 理 由		
4	そ の 他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日		※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 指定開発行為者の欄には、指定開発行為者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を記入してください。

第 1 3 号様式

指定開発行為の併合届		年 月 日
<p>(あて先)川崎市長</p> <p style="margin-left: 100px;">(1) 届出者(指定開発行為者) 住所 氏名 印 電話番号</p> <p style="margin-left: 100px;">(2) 届出者(指定開発行為者) 住所 氏名 印 電話番号</p> <p style="margin-left: 150px;">(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 4 0 条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
1	指定開発行為の名称	(1) (2)
2	指定開発行為の種類	(1) (2)
3	指定開発行為を実施する区域	(1) (2)
4	指定開発行為の目的及び内容	(1) (2)
5	指定開発行為を実施する区域及びその周辺地域の環境の特性	(1) (2)
6	併合の理由	
7	その他	
※整理番号		※備考
※受理年月日		

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第 1 8 号様式

<p>法対象条例準備書の説明会の開催結果報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 川崎市長</p> <p style="text-align: center;">報告者 (法対象事業者) 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 5 7 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。</p>			
1	法対象事業の名称		
2	説明会の概要	開催日時	
		開催場所	
		説明者	
		参加者数	
3	説明会開催の周知	周知方法	
		周知年月日	
		周知範囲	
4	その他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 説明会での意見の概要及び当該意見に対する法対象事業者の見解を記載した書類を添付してください。

第 2 1 号様式

<p>法対象事業着手届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)川崎市長</p> <p style="text-align: center;">届出者(法対象事業者)住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 6 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
1	法対象事業の名称	
2	着手年月日	
3	完了予定年月日	
4	工事施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
5	その他	
※整理番号		※備考
※受理年月日		

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第 2 2 号様式

<p>法対象事業完了届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)川崎市長</p> <p style="text-align: center;">届出者(法対象事業者)住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 6 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
1	法対象事業の名称	
2	完了年月日	
3	供用開始予定年月日	
4	工事施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
5	その他	
※整理番号		
※受理年月日		※備考

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第 2 3 号様式

<p>法対象事後調査実施代行申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)川崎市長</p> <p style="text-align: right;">申出人 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 7 1 条第 1 項の規定により、次のとおり申し上げます。</p>			
1	法対象事業の名称		
2	法対象事業者		
3	代行する理由		
4	その他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 法対象事業者の欄には、法対象事業者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を記入してください。

第 2 5 号様式

自主的環境影響評価実施申出書			
年 月 日			
(あて先)川崎市長			
申出人(事業者) 住所			
氏名 印			
電話番号			
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
川崎市環境影響評価に関する条例第 7 4 条の規定により、次のとおり申し出ます。			
1	事業の名称		
2	事業の種類		
3	事業の目的		
4	事業の内容		
5	事業を実施する区域		
6	事業の施行期間		
7	工事施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名		
8	その他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日		※備考	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。